

やまびこ

地域教育等相談室

広島県安芸郡府中町青嶋東7-12
TEL (082) 282-6500
FAX (082) 282-4981

広島市安芸区上瀬野南1-238-3
TEL (082) 894-8958
FAX (082) 894-0403

「障害者自立支援法と障害児(者)療育等支援事業の
これからについて」

瀬野川学園 柄 康弘

今年の冬は、例年になく寒さの厳しい冬だったと思
いますが、皆さんはお元気ででしょうか。瀬野キャン
パスでは、一時期、インフルエンザ等が流行し、日々、
病院通いの日も続きました。今は一応落ち着きを見せ、
以前のような瀬野キャンパスに戻りましたが油断は出
来ません。

短期入所利用希望の方々には、利用できない期間が
あり、家庭においても不都合が生じた方々も多く、本
当にご迷惑をかけてしまい申し訳ありませんでした。
やはり、健康が第一です。少々では病気になるという
体力づくりと抵抗力を、日々の生活の中でつけて
ゆくことが大切だと痛感いたしました。皆さん頑張り
ましょう。

さて、昨年十月の国会にて、「障害者自立支援法」
が可決され、今年の四月より、いよいよスタートしま
す。どのような法であつて、具体的にサービスがどの
ようになり、どのような手続きをして、負担額はどの
ようになるのか、広島市では二月二十六日の広島市役
所本庁での説明会までに、各区で説明会が実施され
たと思います。しかし、それでもよく解らないこと、不
に落ちないことがあると思います。これから制度が始
まり、困らないよう、そのままにせず、各区できちん
と対応していただけますので、行きにくい方も仲間同

士声を掛け合い、積極的に活用されるべきだと思いま
す。私自身もまだよく解らないことがあり、問い合わせ
せをすることが何度かあります。そして、なるべく早
めに申請してください。障害者自立支援法の実施主体
は、市町村になります。広島市がどのような障害福祉
計画を立てるのか、その窓口が身近な各区になり、
皆さんの声が届きやすくなるのではと思います。

福祉制度全般にわたり、色々と変わります。在宅の
方のサービスは、四月からは当面、支援費制度がみな
しとなり残りますが、定率負担(一割負担)はありま
す。しかし、十月からは、自立支援給付に基づいたサ
ービス利用になります。居宅サービスでは、介護給付
と訓練等給付ではサービスの内容が違います。また、
移動支援については地域生活支援事業となり、市町村
実施になります。ホームヘルプサービスも、障害者デ
ィサービス事業も変わります。また十月より短期入所
利用についても変更があるかも知れません。そして、
三十三種類の施設、事業体系も見直しが行われ、五年
後には、六つの日中活動と居宅支援というように再編
されます。施設サービスも、介護給付と訓練等給付で
は利用する事業が違います。色々と違いが出てくるの
でよく理解しておく必要があります。その都度、新た
な情報は提供できるようにとは思っています。十月
以降の当面の具体的なことは、広島市の方もまだ出し
ていないようです。

医療費については、自立支援医療制度となり、所得
に応じて、また、重度かつ継続治療が必要な方に対し
ての上限額は設定されるようですが、原則は一割負担
の定率負担となります。補装具等も一割負担になるよ
うです。

申請において留意すべきは、障害程度区分が六区分
となりますが、区分によって使えるサービスがもし限
定されるとしたら困る方もいらっしゃると思います。

市の説明では区分ではなく、基本的にサービスに対し
ては、ニーズに基づいたケアプラン作成によって決ま
ると言われたと思います。認定調査と給付決定におい
て、特に介護給付においては、二次審査会があり、医
師などが数名集まり、区分を決定するような方向にな
っています。本当に本人の身体機能や能力だけでなく、
本来の状態把握が出来ているのか不安も少し感じ
ます。二次審査会の構成メンバーがとても大切なキー
マンになるように思います。

さて最後に、私たちが行っている障害児(者)地域
療育等支援事業は九月末で廃止され、十月より「障害
者相談支援事業」として移行される予定です。これま
での市町村障害者生活支援事業、精神障害者地域生活
支援センターと統合され、元化されることとなります。
事業内容は十月から始まることなので、まだ明確な内
容は出ていませんが、主として、福祉サービスの利用
援助、社会資源の活用や社会生活能力を高めるための
支援、ピアカウンセリング、権利擁護、専門機関の紹
介などを行う事業とされています。市町村が実施主体
となります。また療育事業に関しては、「障害児等療
育支援事業」となり、外来・訪問による療育指導、施
設職員に対する療育技術指導および療育機関に対する
支援という、これまでの療育三事業と同様な業務にな
ると思われれます。実施主体は都道府県、政令指定都市、
中核市となっています。十月よりコーディネーターと
いう業務は、ほぼ「障害者相談支援事業」の相談支援
専門員(仮称)に移行していく可能性が極めて高いと
思われます。そうならば相談支援専門員として、各区
などで依頼された複数のサービス利用が必要な方など
のケアプラン作成とケアマネジメントに関する、一連
の業務をしなければなりません。その業務が義務付け
られます。このような業務が増えてくると、これまで
と同様には相談・支援が行えない状況も出てくる可能

性があります。また行事などの実施も少し縮小されることもあると思いますが、今年一年は新たな事業体系の移行期間として捉え、これまで通り、療育支援事業の実施、コーディネーター業務の実行を行う予定にしています。そして、これから新たな事業体系に移行しても、法人柏学園「居宅支援事業推進プロジェクト」は五施設が連携をとり、これまで同様に障害児(者)が住み慣れた地域の中で生き生きと生活できるように、各施設の特色を生かした支援を行えるように努めてゆきたいと思えます。新たな制度の幕開けになりますが、これからもどうぞよろしくお願い致します。

柏学園からのお知らせ

★サタデーチャット

☆三月六日(土曜)・五、六年生グループ

14時から16時までとなります。

※参加希望の方は前日までにご連絡下さい。

今学期のサタデーチャット(就学児相談グループ改め)も、三月に行われる5、6年生グループでひとまず終了。各回ともに賑やかにチャットが繰り広げられました。その間、お子さんたちは、おもちゃや感覚遊具で遊んだり、ビデオ鑑賞をしたりとそれぞれに楽しく過ごしてくれています。チャットの後、参加された方々が何となくすっきりした表情で柏を後にされるのが嬉しいスタッフです。ベチャクチ

やお話しすることで、ほんの少しでも明日からのエネルギーになってくれることを願っています。何となく参加してみようかなという方、大歓迎！「でも、うちの子三年生だし・・・」という方、四月以降の「やまびこ」で新年度のサタデーチャットの予定やその他のイベントをお知らせしますので、お見逃しなく！

瀬野川学園からのお知らせ

○親と子のレクリエーション

春を迎え、親子で参加し、楽しい一日が過ごせるよう、レクリエーションを考えています。今回初めての試みなので、みなさん楽しみにしておいて下さい。

日時 3月19日(日) 午前10時～午後3時

場所 午前 瀬野川学園(工作等)

午後 瀬野川公園(スポーツゲーム)

参加費 未定(材料費+弁当代)

募集定員 四～五家族

締め切り 3月1日(水)

参加希望の方は、左記までお電話でご連絡下さい。

担当 次郎垣内・高畑

TEL 082・894・8958

募集ボランティアさん

☆親と子のレクリエーション

3月19日(日)

地域の方と一緒にレクリエーションや、お手伝いをして下さるボランティアさんを募集しています。

お申し込みは、瀬野川学園(柄)までお願いします。

TEL 082・894・8958

編集後記

一年間色々な行事に参加していただき、有難うございました。親子にとって有意義な日を過ごせ、また、子供達にとって色々な経験ができたのであれば嬉しく思います。来年度の行事予定に関しては、四月号の「やまびこ」に記載しますので、どうぞ期待下さい！

日中は、少しずつ暖かさを感じる今日この頃ですが、朝・夕はまだ寒く季節の変わり目は風邪をひきやすくなります。くれぐれも体調には気をつけてください。桜の季節、四月は新たな気持ちで迎えたいと思います。